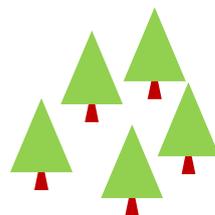


# 都城市からのお知らせです

山林を所有する方へ



## 森林整備の御案内

### 1. 伐採された山林に「植林」しませんか！

森林には温暖化防止や国土保全など、様々な機能が備わっていますが、伐採した後に人工造林などの森林整備を行わない場合には、将来における木材資源の減少や災害の誘発などが懸念されます。

そこで市では、伐採された山林に対して植林（人工造林）による森林整備の御案内を差し上げています。

### 2. ご存じですか？ 植林への補助制度！

#### ① 植林のための必要経費

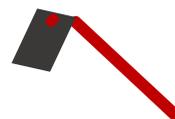
伐採後すぐに植林した場合



植林準備(地拵え)



苗代



植林作業

伐採後に経年繁茂した地拵え経費には補助金はありません。

#### ② 補助内訳と個人負担

85,000円/ha以内

国 51%	県 17%	市	個人負担 約25%
-------	-------	---	-----------

例：1ha（100m×100m）当たり100万円の経費が必要なケースでは個人負担は約25万円程度に軽減されます。

下刈や間伐等にも補助がございます。

※ 補助金制度には条件がありますので、植栽前に下記へお問合せください。

### 3. 植林のご相談は、下記へお問合せください！

【お問合せ】 都城市 環境森林部 森林保全課

電話 0986-23-2152

申し込み手続きや人工造林がお済みの場合は、行き違いにつき、ご了承ください。